

# 連載資料 「後発工業国における女性労働と社会政策」

## 第3回 メキシコ

たに ひろ ゆき  
谷 洋 之

- I 女性の労働力化の実態
- II 女性労働に係る諸制度

### I 女性の労働力化の実態

メキシコにおける女性の労働力率は、1970年代以降、急激に上昇し、また上昇率は鈍化したものの、90年代以降も引き続き伸びを見せた。

表1が示しているのは、12歳以上人口100人を分母とした労働力率であるが、1970年の17.6から91年に31.5にほぼ倍増した後、97年に至るまで一貫して上昇を続けている。男性の労働力率が1990年代に入ってから横這いであるのとは対照的である。2000年までの数値が得られた都市部の女性労働力率を見てみても、やはり97年まで微増を続けた後、横這いに転じている（表

表1 労働力率

(単位：12歳以上人口100人当たり・人)

	1970	1991	1993	1995	1996	1997
女性	17.6	31.5	33.0	34.5	34.8	36.8
男性	70.1	77.8	78.9	78.2	77.7	78.3
全体	43.5	53.6	55.2	55.6	55.4	56.6

(出所) Instituto Nacional de Estadística, Geografía e Informática (INEGI) ホームページ (<http://dgcnesyp.inegi.gob.mx>)。

表2 合計特殊労働力率 (各年第4四半期)

(%)

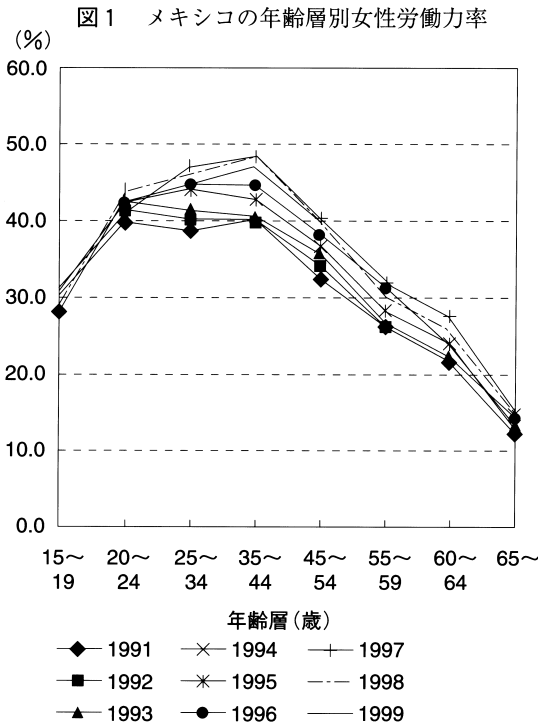
	女性	男性	合計		女性	男性	合計
1987	33.0	71.4	51.3	1994	36.6	74.7	54.8
1988	33.6	71.6	51.7	1995	38.9	73.8	55.5
1989	33.9	71.5	51.9	1996	38.5	74.7	55.7
1990	33.4	72.7	52.1	1997	39.6	75.0	56.4
1991	35.5	74.7	54.2	1998	39.0	75.2	56.2
1992	35.7	74.0	54.0	1999	39.3	74.9	56.2
1993	37.2	74.7	55.1	2000	39.4	74.2	56.0

(出所) INEGI ホームページ (<http://dgcnesyp.inegi.gob.mx>) をもとに筆者作成。

(注) 1996年以降は速報値。

2)。また、OECDのデータをもとに、女性労働力の年齢層別構成を図示してみると図1のようになる。1990年代を通じ、趨勢的にほぼすべての年齢層で労働市場への参入が増加していること、および35～44歳の層で労働力率がピークを迎える傾向が顕著になってきたことを読み取ることができるであろう。

革命後、特に1940年代以降のメキシコにおいては、輸入代替工業化を基盤とした近代化・経済発展が至上命題とされてきた。そうした中で、圧倒的に農業・農村に集中していた人口を工業部門（すなわちフォーマル部門）に取り込み、都市型の「近代的」な家族を形成させていくというのが、伝統的な男性観／女性観の存在とも相俟って、暗黙裡に、あるいは無意識のうちに目指されていたように思われる。輸入代替工業化の、ある意味での頂点である1970年における女



(出所)OECD(2000, 301)の数値をもとに筆者作成。

性の労働力率の低さは、このような国家目標の反映といえることができる。

1982年の債務危機を発端に長期的な経済停滞をメキシコは経験した。1980年代半ば以降、矢継ぎ早にとられていった対外自由化・規制緩和の波により、輸入代替工業部門を中心とするフォーマル部門における雇用は減少していった。また外貨獲得が焦眉の課題となり、農業部門においても工業部門においても強力な輸出ドライブがかけられた。こうしたことから、フォーマル部門における男性中心の雇用体系は崩れ、その反面、マキラドーラを典型とする輸出向けの労働集約型産業においては、低廉な女性の非熟練労働力が必要とされた。工業労働力の「女性化」(feminización)が1980年代以降のメキシコにおける雇用を特徴づけるひとつのキーワードといえることができるであろう[García, Blanco Sánchez y Pacheco Gómez Muñoz 1999, 283-287]。

このことは、実際には、雇用の第三次産業化(terciarización)と同時並行的に起こったことであった。経済活動人口に占める第二次産業部門の比率は1980年代を通じ男女とも低下している。1979年と91年を比較すると、男性の経済活動人口に占める第二次産業の割合は、29.2%から24.8%へ、女性のそれは22.3%から19.1%へと減少した。第三次産業部門について同じ指標を掲げて比較してみると、女性が71.6%から69.7%へ微減しているのに対し、男性のそれは34.0%から40.7%へと大きく比率を伸ばしている。これを第三次産業労働力の「男性化」(masculinización)と呼ぶ研究もあるとのことであるが、この現象についてその詳細はまだほとんど研究されていないという[García, Blan-



う」ことが規定され、さらに第165条において、「本篇に記される制限は、母性の保護を基本的な目的とするものである」とされている。したがって、メキシコ労働法においては、女性一般を対象にした労働時間、職種に対する規制は設けられていない。

ただし、1974年12月に行われた憲法第123条とそれに基づく現行の1970年連邦労働法の修正までは、女性一般に対し「不健康または危険な職種における労働、夜間の工業労働、午後10時以降の商業またはサービス業施設における労働、ならびに時間外労働」への就業が禁止されていた（1931年労働法第107～109, 110A条）。

## (2)妊娠・出産

連邦労働法第170条第2項において、出産前、出産後それぞれ6週間の産休が定められており、また同第3項において、この産休期間は「妊娠または出産が原因で労働が不可能な状態にある場合、必要な期間について延長できる」と定められている。

産休中の所得に関しては、第2項で定められた期間については賃金の100%が、第3項による産休の場合には、60日を限度として賃金の50%が支給されることとされている（同第5項）。復職に際しては、出産日から1年以内ならば産休前のポストに戻る事が規定され（第6項）、また産休期間は勤続年数に算入されることとされている（第7項）。同様に利潤分配の際にも、産休中の女性労働者は在職中の労働者とみなされることと規定されている（第127条第4項）。

先にも触れたように、女性一般には労働時間・職種に対する制限は設けられていないが、妊娠・授乳期間にある女性については、それが明確に規定されている。連邦労働法第166条で

は、妊娠・授乳期間にある女性、または胎児／乳児の健康に危害が及ぶ場合、「不健康または危険な職種における労働、夜間の工業労働、午後10時以降の商業またはサービス業施設における労働、ならびに時間外労働」で当該女性を役務することはできないとされている。これにより賃金に影響が及ばないことも同条で明記されている。なお、条文中、「夜間」とあるが、メキシコでは午後8時から翌朝6時までを「夜間労働時間」と呼んでいる（連邦労働法第60条）。

ここで「不健康または危険な職種」とは、同第167条で「労働の性質上、または労働が行われる環境の物理的、化学的、生物学的状態により、もしくは用いられる原材料の組成により、妊娠状態にある女性、またはその胎児の生命および肉体的・精神的健康に作用を及ぼしうる職種」であるとされており、どのような職種が具体的にこの定義に該当するのかについては、「規則（reglamentos）において定める」としている。

第5篇末尾の第172条においては、「女性が働く事業所において雇用主は、妊娠・授乳期間中の女性（*madres trabajadoras*）が利用できる十分な数の座席または椅子を維持しなければならない」ことが規定されている。

## (3)育児休暇

連邦労働法第170条第4項において、授乳期間中に就業している場合には、そのために30分の休憩を1日当たり2回、「事業所が指定する適切かつ衛生的な場所で」取ることとされている。

## (4)託児施設

連邦労働法第171条において、「託児サービスは社会保険法および同規則の定めるところに



つとして「当該生産物の製造に必要な平均時間」が挙げられていることと考え合せると、家内賃労働については家族給的な意味合いを帯びてくる可能性もあろう。また、家内工業 (industria familiar) に対しては、衛生および安全基準以外について連邦労働法の条項が適用されない (第352条) とされていることも、同様のケースとして捉えるべきであると考えられる。

(8)「柔軟な労働」に対する規制

連邦労働法では、その第6篇が「特殊な労働」(Trabajos Especiales) に割り振られている。これは、幹部労働者、船員、航空機乗員、鉄道員、運転手、プロスポーツ選手など、賃金や労働条件等について通常の賃金労働者と同等の権利が守られにくい職種についての規定を集めたものである。このうち、第12章が「家内賃労働」に、第15章が「家内工業」に関するものである。たしかに家内賃労働については、その最低賃金の算出に関して、前項で触れた製造にかかる平均時間のほかに、「同一または同様の生産物を製造している事業所および企業の労働者によって享受されている賃金および手当等」を勘案することが定められているが、家内賃労働や家内工業に下請けを出すことによってコストダウンを図ろうとする企業の事例に関しては少なからぬ報告があり<sup>(注3)</sup>、法令と実態との乖離の状況や規制や監視の実効性などについて、一層の事例研究の集積が必要であるように思われる。

また、社会保障についても、1995年の社会保険法改正では、「労働関係によって他の人と結びついている人」が強制加入の対象であることを定めた条項 (社会保険法第12条) に、「恒常的または臨時で」という文言が追加され、パート

タイマーでも社会保険への加入が果たされなければならないことが明文化された。しかしながら、その実効性については、雇用主と労働者との交渉力が大きく作用する<sup>(注4)</sup>ほか、労働者側でもこうした社会保障の有無を賃金の高低、労働時間の長さや雇用の安定性といった他の条件と組み合わせて家計の生存戦略を立てるというような推測 [García, Blanco Sánchez y Pacheco Gómez Muñoz 1999, 299-300] もあり、これについても数多くの事例にあたらなければ、その全体像をつかむのはきわめて難しいといわなければならない。

なお、連邦労働法においては、労働契約の基本は無期限契約であり、有期限契約ないし出来高契約は、職務の性質上やむをえない場合など、例外的なものとされている (第35~37条)。すでに他項で触れているように、同一労働に対する同一賃金・同一労働条件が連邦労働法で定められており、日本で議論されるような「パートタイマー問題」は、少なくとも法律上は、想定されていないと考えられる。

(9)家内労働に対する規制

家内労働者 (trabajadores domésticos) は、メキシコにおいては典型的な「女性の職業」とされている。男性労働者 100 人に対する女性労働者の数を示す「被雇用人口の女性化率」(Índice de feminización de la población ocupada) を家内労働者について見てみると、1996年の数字では809.97となっており<sup>(注5)</sup>、一般的な認識を裏づける結果となっている。

連邦労働法第6篇については前項で触れたが、その第13章が「家内労働者」に関するものである。規定されている内容は、以下の通りである。第333条では、食事時間および夜間の休息時間



maternidad), (3)「障害・生命」(Invalidez y vida), (4)「退職・高齢失業・老齢」(Retiro, cesantía en edad avanzada y vejez), および先に触れた(5)「保育所・福利厚生給付」の各保険に分類される。これらは、一括して加入することになっており、個別に加入する分野を選択することはできない。しかし、各保険は独立採算を旨としており、またそれぞれの保険によって受給対象が異なっている。そこで以下、すでに扱った(5)を除き、(1)～(4)の各保険において女性労働者がどのように扱われているかを個別に見ていくことにしよう。

#### (1)労働災害保険

労働災害保険による現物給付(医療行為等)については、原則として加入者本人に対するもののみであり、性別による区別は行われていない。現金給付は、一時的な傷病の場合、賃金補償であるから、これも加入者本人の性別による区別はない。労働災害による傷病のため25%以上の障害が残ることとなった場合<sup>(註8)</sup>には、賃金に障害の程度に応じた比率を乗じた額を受給額とする年金に移行することになる。これは、加入者が選ぶ民間の保険会社と終身年金(renta vitalicia)契約を結び、その保険料と「(4)退職・高齢失業・老齢保険」の項で後述する「個人口座」(cuenta individual)における当該加入者の積立額との差を労災保険勘定で負担するというものである。その際、加入者は「遺族保険」(seguro de sobrevivencia)契約も同様に保険会社と締結することとされている。

労働災害により加入者が死亡した場合には、同様の方法で加入者に経済的に依存していた遺族に対する終身年金が設定される。年金額は、加入者の賃金の70%に続柄に応じた一定率(例

えば配偶者は40%)を乗じて算出される。これについても加入者の性別による区別はない。ただし、加入者が内縁関係にあった場合については、詳細に遺族年金受給の条件が定められている。「同居人／内縁の妻」(concubina)の年金受給権は、加入者に妻(esposa)がいなかった場合に限り、加入者が死亡までの5年以上にわたり当該同居人と事実婚の状態にあったか、または当該同居人との間に子がある場合に発生する。また、複数の「同居人」がいた場合には、そのいずれにも遺族年金は支払われない。ただし、このような場合でも、そうした「同居人／内縁の妻」との間の子は、然るべき形で出生登録がなされているならば、遺族年金受給権を持つことになる(第65条)。妻または内縁の妻が再婚または新たな同棲関係に入った場合、遺族年金は3カ月分の一時金支払をもって打ち切られることになっている(第66条)。

#### (2)医療保険

正式名称は「疾病・出産保険」である。保険の対象となるのは、加入者本人のほか、年金(労災、障害、高齢失業・老齢、遺族)受給者本人、加入者の配偶者または内縁の配偶者、年金受給者の配偶者または内縁の配偶者、加入者および年金受給者の16歳までの子、慢性病または心身障害のため独立生計を営めない子、国内の公教育機関に在学する25歳までの子、同居する加入者および年金受給者の両親である。本人以外は、本人に経済的に依存していることが条件である。また、内縁関係にある者については、労災保険の遺族年金のケースと同様、双方ともに結婚をしていないこと、ならびに疾病の発症日までの5年以上にわたり当該同居人と事実婚の状態にあったか、または当該同居人との間に





座に積み立てられた保険料プラス SIEFORE の運用による収益金で、民間の保険会社と「終身年金」(renta vitalicia) 契約を結ぶか、または AFORE に対し、予想される余命にしたがって個人口座残高から毎月一定額を引き出す「計画払戻金」(retiros programados) を依頼するか選択することになる。個人口座残高が年金受給に不十分である場合には、連邦政府の負担で首都連邦区の最低賃金相当額が最低保証年金として受給できることとされている。また、高齢失業／老齢年金の受給開始と同時に遺族年金契約も民間保険会社と締結することになる<sup>(注9)</sup>。

#### 4. 社会保険以外の社会保障

##### (1) 児童扶養控除

所得税法 (Ley del Impuesto sobre la Renta) に「児童扶養控除」という項目そのものは見当たらないが、直系卑属については、当該扶養親族の所得が居住地の最低賃金未満である場合に限り、医療費控除が認められる (所得税法第176条第I項)。また、直系卑属の通学送迎費についても、「学校所在地の法令により通学送迎が義務である場合、または全校生徒について通学送迎費が学費の中に含まれている場合」には控除の対象とされている (所得税法第176条第VII項)。

##### (2) 児童手当

管見の限り、このような手当は見当たらない。

##### (3) 配偶者扶養控除

所得税法に「配偶者扶養」控除という項目そのものは見当たらないが、配偶者については、当該配偶者の所得が居住地の最低賃金未満である場合に限り、医療費控除が認められる。なお、これは内縁関係である場合にも適用される (所得税法第176条第I項)。

##### (4) 母子世帯への対応

管見の限り、母子世帯に対する特別の配慮は見当たらない。

#### 5. 職業教育

メキシコにおいては、1990年代に入ってから教育制度が大きく変更された。最大の変化は、義務教育が従来の6年間から9年間へと延長されたことである (93年)。しかし、中学校進学率の実態を見ると、1993年度の69.1%から97年度の77.8%へと着実な上昇を示しているものの、義務教育化への過渡期にあるという感がある。小学校レベルでは徹底されている無償教科書制度も、中学校レベルでは貧困地域向けに着手されたばかりである。こうした中で、中学校レベル (公教育省の規定では「レベル2」) で「職業技能育成」(Formación para el Trabajo) というコースが設けられている。これは、公教育省技術教育・研究局職業技能育成センター部 (Dirección General de Centros de Formación para el Trabajo: DGCFTE) が、労働者の所得向上と産業向けに人材の育成を目指し設置しているもので、52職種221コースが用意されている。入学要件は、基本的に読み書き能力のみであり、選択するコースも含め、性別による差別は表面的にはないようである。ただし、公教育省のホームページで紹介されている授業風景の写真では、美容や縫製では女性のみが、旋盤や自動車整備などでは男性のみが写っており、社会的に規定されてきた「男性の仕事」、「女性の仕事」という壁は広く残存しているように思われる<sup>(注10)</sup>。

高校レベル (公教育省の規定では「レベル3」) での職業教育では、従来から職業高校 (「技術専門家育成」[Profesional Técnico]) があつた



ト *Cuadernos de Población* <sup>(注12)</sup> では、避妊の方法が男性用・女性用ともに紹介されているが、「生殖に関する決定への一層の参加が求められる青少年および男性向けのプログラムの策定と実施……が推進されてきた」という記述が見られることからわかるように、避妊は主に女性を中心に進められてきているのが実態である。現に、15歳から49歳までの既婚女性のうち、「男性避妊手術」、「男性避妊具」を避妊の方法として挙げているのは、1997年においてもそれぞれ1.8%、5.5%というわずかな比率にとどまっている [INEGI 2002, 89]。

(注1) こうした位置づけの変化については、谷(2002)が試論的な枠組みを提示している。

(注2) 憲法、民法をはじめ、本稿で引用・参照した現行の法令は、すべて連邦下院のホームページからPDFファイルの形でダウンロードすることができる。URLは、<http://www.cddhcu.gob.mx/bibliot/>である。また、連邦上院のホームページ (<http://www.senado.gob.mx>) には「メキシコ法における女性」(Mujeres en la Legislación de México) というページがあり、メキシコの法律で女性関連の条文が公布年月日とともに抜き出されていて便利である。なお、制定当時の憲法については、和西対訳になっている大阪経済法科大学比較憲法研究会(1989)を、1974年における改正前の民法については、各条文の来歴についても記載のある Andrade (1939) をそれぞれ利用した。

(注3) こうした事例研究のサーベイは、畑(2000)が行っている。

(注4) Lara Flores (1998) が提示しているシナロア州のトマト農園およびメキシコ州の花弁栽培農園の事例を比較せよ。

(注5) 国家統計・地理・情報研究所 (Instituto Nacional de Estadística, Geografía e Informática: INEGI) ホームページの中に設けられている「メキシコにおける女性の現状フォローアップ指標システ

ム」(<http://dgcnesyp.inegi.gob.mx>) による。なお、INEGI 本体のホームページ URL は、<http://www.inegi.gob.mx> である。

(注6) 家内労働者側の自主的な権利放棄という抜け道を防ぐための規定であるように思われる。

(注7) このほかに、軍を対象にした「メキシコ軍社会保障公社」(Instituto de Seguridad Social para las Fuerzas Armadas Mexicanas: ISSFAM) がある。また、国営石油公社 (Petróleos Mexicanos: PEMEX) 等の労働者は、団体労働協約において社会保障を供与されている。

(注8) 25%までの障害の場合には、一時金のみが支払われる。なお、25%以上50%までの場合にも、加入者の希望により一時金を選択することができる。

(注9) 新年金制度について詳細は、谷(2001)を参照されたい。

(注10) 職種に関するジェンダーについては、輸出農業部門に関するものながら、Appendini, Suárez y Macías (1997) が中心的テーマのひとつとして取り上げ、分析している。なお、この項の記述は、データも含め、基本的に公教育省ホームページ (<http://www.sep.gob.mx>) に負っている。

(注11) データは、INEGI (2002, 89) および CONAPO ホームページ (<http://www.conapo.gob.mx>) による。なおこのホームページからは、「人口に関する一般法」(Ley General de Población) とともに同法の適用規則 (Reglamento) もダウンロードすることができる。

(注12) このパンフレットについても CONAPO のホームページからPDFファイルの形でダウンロードすることができる。

## 文献リスト

- <日本語文献>  
 大阪経済法科大学比較憲法研究会編訳 1989. 『メキシコ合州国憲法1917』大阪経済法科大学法学研究所.  
 谷洋之 2001. 「メキシコ社会保険公社 (IMSS) 改革——年金制度を中心に——」宇佐見耕一編『ラテ

ンアメリカ福祉国家論序説』アジア経済研究所。  
 —— 2002. 『『よきメキシコ国民の一員』から『個人としての労働力』へ——メキシコ経済における女性労働の位置づけを手がかりに——』村上薫編『後発工業国における女性労働と社会政策』アジア経済研究所。  
 畑恵子 2000. 「メキシコにおける経済構造の再編と女性労働」宇佐見耕一編『ラテンアメリカの雇用と社会保障政策』アジア経済研究所。

〈外国語文献〉

Andrade, Manuel (anotación y concordación) 1939. *Nuevo Código Civil para el Distrito y Territorios* [連邦区および連邦領土に適用の新しい民法]. México: Información Aduanera de México (5ª. Ed.).  
 Appendini, Kirsten, Blanca Suárez y María de la Luz Macías 1997. *¿ Responsables o gobernables? Las trabajadoras en la agroindustria de exportación* [責任感のある労働力が扱いやすい労働力か——輸出向けアプロインダストリーにおける女性労働者]. México: El Colegio de México.  
 Cervantes Carson, Alejandro 1999. “Políticas de población, control de la fecundidad y derechos reproductivos: una propuesta analítica” [人口政策, 産児制限と生殖の権利——分析的提案]. en *Mujer, género y población en México*. coordinadora Brígida García. México: El Colegio de México.  
 García, Brígida, Mercedes Blanco Sánchez y Edith Pacheco Gómez Muñoz 1999. “Género y

trabajo extradoméstico” [ジェンダーと家庭外労働]. en *Mujer, género y población en México*. coordinadora Brígida García. México: El Colegio de México.

INEGI (México, Instituto Nacional de Estadística, Geografía e Informática) 2002. *Mujeres y hombres 2002* [女性と男性 2002]. Aguascalientes: INEGI.  
 Lara Flores, Sara María 1998. *Nuevas experiencias productivas y nuevas formas de organización flexible del trabajo en la agricultura mexicana* [メキシコ農業における新たな生産の経験と柔軟な労働組織形態]. México: Juan Pablos Editor; Procuraduría Agraria.  
 OECD 2000. *Labour Force Statistics 1979-1999*. Paris: OECD.  
 Solís Soberón, Fernando y F. Alejandro Vilagómez (compiladores) 1999. *La seguridad social en México* [メキシコにおける社会保障]. México: Fondo de Cultura Económica.

(上智大学外国語学部助教授)

**本連載の構成は以下のようになっています。**

第1回	トルコ	村上 薫	2002年8月号
第2回	ブラジル	細江葉子	2002年9月号
第3回	メキシコ	谷 洋之	2002年10月号
第4回	韓国	横田伸子	2002年11月号
第5回	香港	沢田ゆかり	2002年12月号
第6回	南アフリカ	牧野久美子	2003年1月号

次回11月号は韓国です。